平成２９年（フ）第７５号
埼玉県草加市吉町２丁目７番35号　パティーナ草加203号、旧住所埼玉県草加市手代町1041番地４　ドミールシャルマン106号
債務者　平　　清之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６８３号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地９－301
債務者　遠藤　俊二
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
佐賀県唐津市相知町平山上乙1231番地２
債務者　松尾　栄二
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３１号
札幌市中央区南23条西11丁目３番２号　ハイム23Ａ７号
債務者　中屋　幸子（旧姓上宮）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２号
札幌市豊平区平岸４条９丁目10番３－403号
債務者　若林冨美代
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
札幌市西区発寒11条11丁目３番10号　ルミエール発寒11－201号
債務者　小川　史明
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
札幌市西区発寒11条11丁目３番10号　ルミエール発寒11－201号
債務者　小川　京子（旧姓大家）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６１号
札幌市東区北15条東18丁目１番７号　２階右
債務者　川口　公一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
北海道旭川市春光３条７丁目６番３号　リブウェル春光102号
債務者　伊藤はるみ
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
釧路市愛国西４丁目24番３号　スカイハイツ２階８号室
債務者　唐木　勝雄
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目３番38号
債務者　伊藤ナオミ
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１４号
福島県会津若松市堤町17番１号　県営住宅居合団地05棟２号
債務者　村山　靖志
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
埼玉県入間市大字仏子1157番地　サンビレッジ仏子Ｃ－201
債務者　加藤　晃二
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷22番地５　アメニティパレス403号
債務者　熊澤　正行
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２号
愛知県碧南市新道町２丁目30番地１　ボン・ヴィヴァン　Ｂ棟205
債務者　間瀬　龍二
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
高知市神田490番地５　アゼリア舞高102
債務者　清水　繁夫
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
高知地方裁判所破産係